

教育委員会会議提出議案

第7号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和4年3月11日
教 育 長

(理由)

県立高等学校等におけるICTを活用した教育推進のための組織改編等に
伴う所要の規定の整備を行うもの。

(教育庁総務企画課)

福岡県教育庁組織規則の改正について（概要）

1 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(1) 改正の概要

ア 県立高校等における I C T を活用した教育推進のための組織改編

高校教育課内に「I C T 教育推進室」を設置し、県立高校等における I C T を活用した教育を一層推進する体制を整備するもの（別添 1 のとおり）。

イ 福岡県教育文化奨学財団に関する事務の所管変更

福岡県教育文化奨学財団に関する事務の一元管理を行うため、当該財団の奨学金・学生会館事務の所管課を、高校教育課から社会教育課に変更するもの（別添 2 のとおり）。

ウ その他所要の規定の整備を行うもの

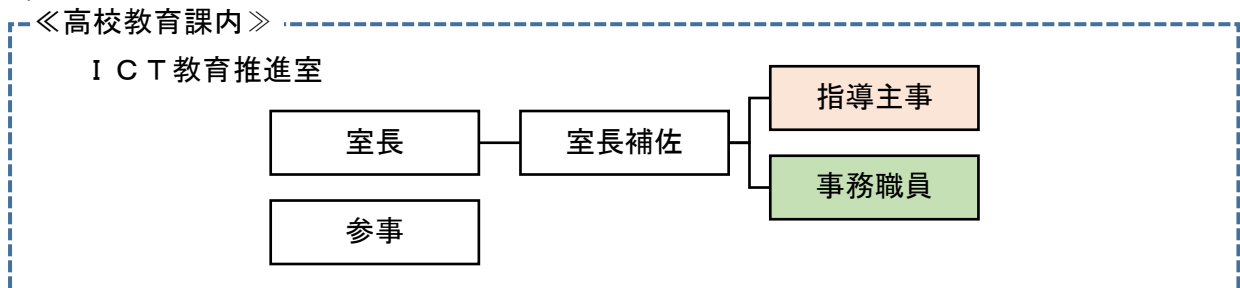
(2) 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

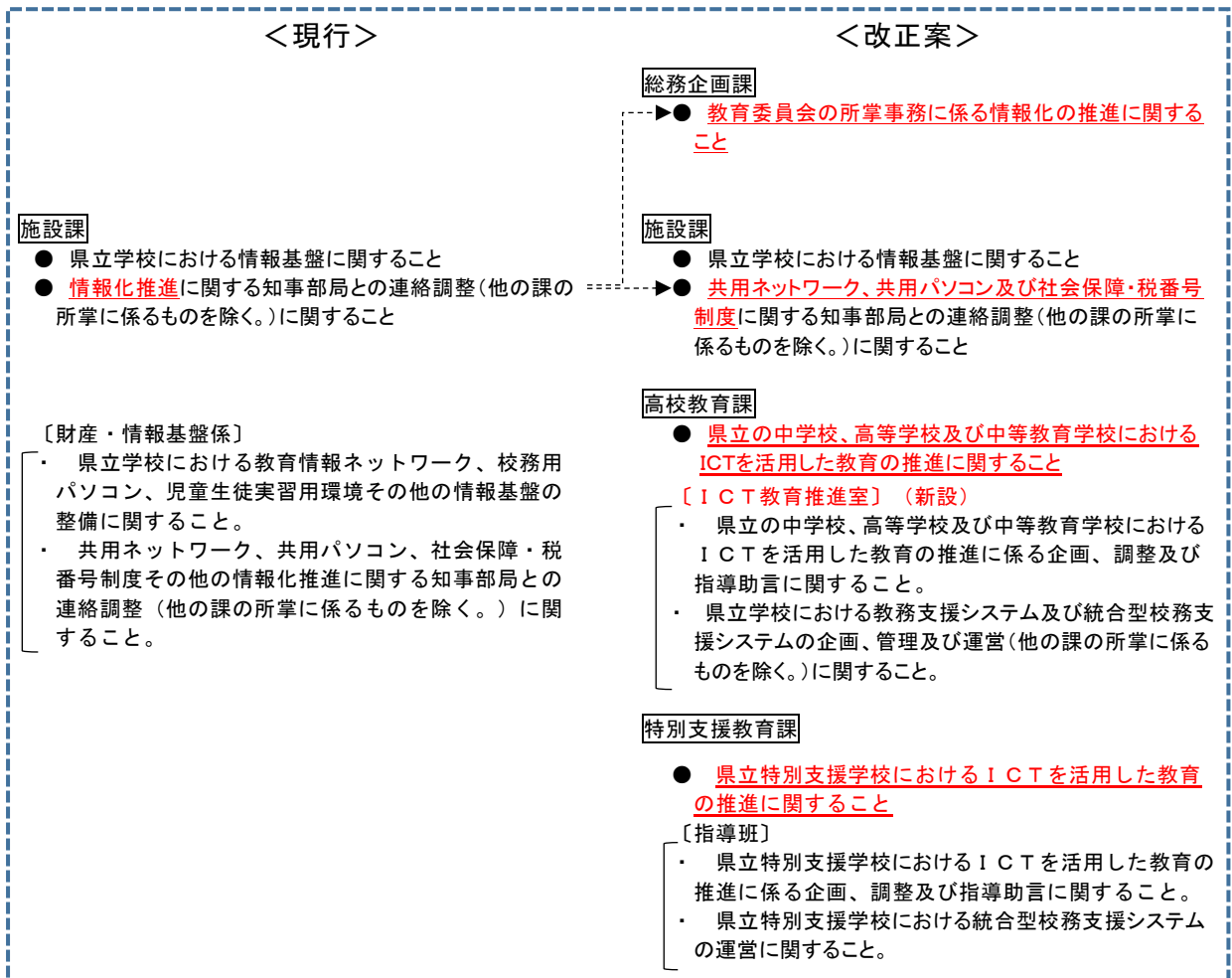
県立高校等における I C T を活用した教育推進のための組織改編について

高校教育課内に「I C T 教育推進室」を設置し、県立高校等における I C T を活用した教育を一層推進する体制を整備するもの。

○組織図

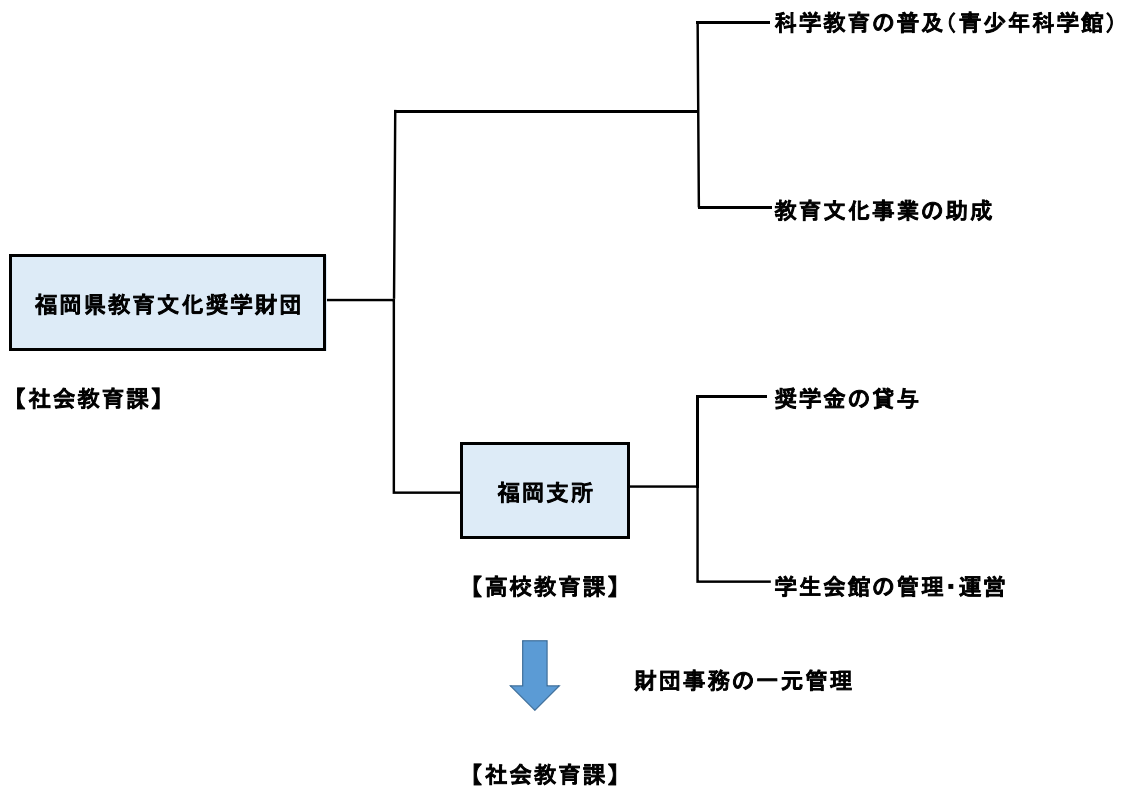


○移管する業務等



福岡県教育文化奨学財団に関する事務の所管変更

福岡県教育文化奨学財団に関する事務の一元管理を行うため、当該財団の奨学金・学生会館事務の所管課を、高校教育課から社会教育課に変更するもの。



福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号の表高校教育課の項中「管理係 学事企画係 指導班」を「管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室」に改める。

第九条中第四十三号を第四十四号とし、第三十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関する事。

第十二条第十号中「情報化推進」を「共用ネットワーク、共用パソコン及び社会保障・税番号制度」に改める。

第十四条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校におけるICTを活用した教育の推進に関する事。

第十六条第七号中「入学者選抜」を「入学者選考」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 県立特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進に関する事。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

○ 福岡県教育庁組織規則（平成三十年福岡県教育委員会規則第一号）新旧対照表

改正案	現行								
<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">高校教育課</td> <td style="width: 85%;">管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </table>	高校教育課	管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室	（略）		<p>第一条～第七条（略）</p> <p>（部に属する組織）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる部に、当該各号の表の上欄に掲げる課を置き、各課に当該下欄に掲げる係、班及び室を置く。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育振興部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">高校教育課</td> <td style="width: 85%;">管理係 学事企画係 指導班（新規）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </table>	高校教育課	管理係 学事企画係 指導班（新規）	（略）	
高校教育課	管理係 学事企画係 指導班 ICT教育推進室								
（略）									
高校教育課	管理係 学事企画係 指導班（新規）								
（略）									
<p>（総務企画課の分掌事務）</p> <p>第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>三十五 教育委員会の所掌事務に係る情報化の推進に関すること。</p> <p>三十六（略）</p> <p>三十七（略）</p> <p>三十八（略）</p> <p>三十九（略）</p> <p>四十（略）</p> <p>四十一（略）</p> <p>四十二（略）</p> <p>四十三（略）</p> <p>四十四（略）</p>	<p>（総務企画課の分掌事務）</p> <p>第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四（略）</p> <p>（新規）</p> <p>三十五（略）</p> <p>三十六（略）</p> <p>三十七（略）</p> <p>三十八（略）</p> <p>三十九（略）</p> <p>四十（略）</p> <p>四十一（略）</p> <p>四十二（略）</p> <p>四十三（略）</p>								
<p>第十条～第十一条（略）</p> <p>（施設課の分掌事務）</p> <p>第十二条 教育総務部施設課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 共用ネットワーク、共用パソコン及び社会保障・税番号制 関に関する知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p>	<p>第十条～第十一条（略）</p> <p>（施設課の分掌事務）</p> <p>第十二条 教育総務部施設課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 情報化推進に関する知事部局との連絡調整（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p>								
<p>第十三条（略）</p> <p>（高校教育課の分掌事務）</p> <p>第十四条 教育振興部高校教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一（略）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>（高校教育課の分掌事務）</p> <p>第十四条 教育振興部高校教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十一（略）</p>								

改正案	現行
<p>十二 県立の中学校、高等学校及び中等教育学校におけるICTを活用した教育の推進に関すること。</p> <p>十三～十四 (略)</p> <p>(前除)</p> <p>十五 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第十六条 教育振興部特別支援教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 県立特別支援学校(小学部及び中学部を除く。)の入学者選考に関すること。</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>十三 県立特別支援学校におけるICTを活用した教育の推進に関すること。</p> <p>十四 (略)</p> <p>第十七条～第二十六条 (略)</p>	<p>(新規)</p> <p>十二～十三 (略)</p> <p>十四 福岡県教育文化奨学財団の実施する奨学事業に関すること。</p> <p>十五 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第十六条 教育振興部特別支援教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 県立特別支援学校(小学部及び中学部を除く。)の入学者選抜に関すること。</p> <p>八～十二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>十三 (略)</p> <p>第十七条～第二十六条 (略)</p>